

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 最大クラスの南海トラフ地震と津波の場合の災害リスクと被害想定

南海トラフの巨大地震の今後30年以内の発生確率は70%~80%と言われている。最大クラスの地震が発生した場合の香川県及び当市から公表されている被害想定等は以下のとおりである。

(1) 災害リスク

①地震動の想定（震度分布図）

当市は非常に強い揺れが予想され、臨海部で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。

②液状化危険度（液状化危険度予測図）

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部の周辺に分布している。当市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。

③津波の想定と浸水の想定区域（南海トラフ地震の最大クラスの津波）

引田港では、地震発生から12分後に+20cmの海面変動が始まる恐れがあるため、揺れがおさまり次第、速やかに避難を行う必要がある。

引田港における最高津波水位は3.0m(T.P+m)で、到達時間は地震発生後約1時間23分後となっている。このことから、10分~30分以内に30cmの津波による浸水が始まる地域もあるので、早期に避難する必要がある。

※海面変動影響開始時間とは、海辺にいる者の人命に影響が出る恐れのある水位の変化(±20cm)が生じるまでの時間である。

海岸部の集落等が津波浸水想定区域となっており、浸水深は2.0~3.0mの箇所なども見受けられ、人命や建物被害等が懸念される。当市が作成した地区別の津波ハザードマップは、以下のとおりである。

(2) 被害想定・・・【出展：いずれも香川県地震・津波被害想定（第二次公表）より抜粋】

①建物被害

市町名	建物被害(全壊)(冬18時)					
	揺れ (棟数)	液状化 (棟数)	津波 (棟数)	急傾斜地 崩壊 (棟数)	地震火災 (棟数)	合計 (棟数)
東かがわ市	3,300	130	40	10	1,000	4,500

当市では、揺れと火災を起因とする被害が多く、4,500棟の被害が生じることが示されている。震度7の臨海部で建物全壊や火災での被害が大きいと予想される。

②人的被害

市町名	人的被害(死者数)(冬深夜)						
	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	(人)					
東かがわ市	220	10	390	*	10	*	620

市町名	人的被害(負傷者数)(冬深夜)						
	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	(人)					
東かがわ市	1,200	180	780	*	10	*	1,990

市町名	人的被害	
	(自力脱出困難者・要救助者)	
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
東かがわ市	710	*

当市では、津波による死者数が390人と多く全体で620人の死者数想定。逆に負傷者数は、建物倒壊によるものが1,200人にのぼり、全体で1,990人になると想定されている。特に津波浸水深30cm以上の地域を中心に津波による死者が発生すると想定されている。

③ライフライン被害

市町名	ライフライン被害								
	上水道		下水道		電力		通信(固定・携帯電話)		
	断水人口 (人)	断水率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	停波基地局率 (%)
東かがわ市	29,000	92%	840	12%	20,000	100%	7,600	78%	66%

当市地域では、強い震度に見舞われるため地震発生直後のライフラインについて、上水道の断水率が92%、停電が100%起きると想定されている。

(被害数の時間的推移は、後述(3)に掲載)

④交通施設被害等

市町名	交通施設被害			生活への影響	
	道路	鉄道	港湾	避難者	
	被害箇所 (箇所)	被害箇所 (箇所)	被害箇所 (箇所)	避難所 (人)	避難所外 (人)
東かがわ市	40	50	*	7,100	4,700

当市では、津波により被災した場合、ほぼ全ての浸水した道路や地すべりや斜面崩壊により通行困難となり、また鉄道の被害箇所も多数発生し移動手段を失うことになる。避難所に7,100人、避難所外に4,700人と約12,000人が避難すると想定されている。

⑤災害廃棄物、その他

市町名	災害廃棄物				その他の被害(定量的手法)			
	災害廃棄物等				エレベータの停止 停止数 (棟数)	危険物		
	災害廃棄物 (トン)	津波堆積物 (トン)				火災 (箇所)	流出 (箇所)	破損等 (箇所)
東かがわ市	180,000	125,000	~	199,000	30	*	*	10

当市での災害廃棄物は、家屋倒壊等により 180,000 トンの災害廃棄物が発生し、津波による土砂堆積物は 125,000~199,000 トンと想定され、廃棄物の集積による交通障害と処理問題が長期間続くことになる。

(3) ライフライン等の被害数の推移(ライフライン施設の復旧日数等)

【出展：いずれも香川県地震・津波被害想定(第三次公表)・被害シナリオより抜粋】

(1) 上水道

1) 断水人口

表 1-1 断水人口の推移:南海トラフ(最大クラス)・共通

市町	供給人口	断水人口					参考 注)
		発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	
東かがわ市	32,000	29,000	25,000	23,000	21,000	14,000	12,000
香川県	981,000	763,000	554,000	449,000	377,000	229,000	208,000
内閣府	980,000	740,000	900,000	記載なし	510,000	110,000	記載なし

注) ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害者数を示す。

※ 表中の「*」はわずか

2) 断水率

表 1-2 断水率:南海トラフ(最大クラス)・共通

市町	断水率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	92%	79%	72%	65%	43%
香川県	78%	56%	46%	38%	23%
内閣府	76%	93%	記載なし	52%	11%

注) 断水率:断水人口÷給水人口

3) 復旧率

表 1-3 復旧率:南海トラフ(最大クラス)・共通

市町	復旧率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	0%	23%	37%	49%	90%
香川県	0%	38%	57%	70%	96%

注) 復旧率:1-(断水人口-仮復旧対象外区域の断水人口)

÷(発災直後の断水人口-仮復旧対象外区域の断水人口)

地震発生直後には、供給人口の 92%で断水が起こり、1週間後には仮復旧により半数は断水が解消される。1ヶ月後には 90%が仮復旧するものの約半数が完全復旧に至らず断水したままの状態であることが想定されている。

(2) 下水道

1) 機能支障人口

表 1-4 機能支障人口の推移:南海トラフ(最大クラス)・共通

市町	下水道 処理人口	機能支障人口					参考 注)
		発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	
東かがわ市	7,200	840	840	720	630	10	10
香川県	501,000	141,000	139,000	109,000	86,000	61,000	61,000
内閣府	410,000	370,000	330,000	記載なし	120,000	*	記載なし

注) ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※ 表中の「*」はわずか、「-」は該当がないもの

2) 機能支障率

表 1-5 機能支障率:南海トラフ(最大クラス)

市町	機能支障率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	12%	12%	10%	9%	*
香川県	28%	28%	22%	17%	12%
内閣府	90%	82%	記載なし	3%	*

注) 機能支障率:機能支障人口÷下水道処理人口

※ 表中の「*」はわずか、「-」は該当がないもの

3) 復旧率

表 1-6 復旧率:南海トラフ(最大クラス)

市町	復旧率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	0%	0%	14%	25%	100%
香川県	0%	2%	40%	68%	100%

注) 復旧率:1-(機能支障人口-仮復旧対象外区域の機能支障人口)

÷(発災直後の機能支障人口-仮復旧対象外区域の機能支障人口)

※ 表中の「-」は該当がないもの

当市では、発生直後に約1割の処理が困難となり、避難所等で災害用トイレ等の確保が必要となる。1ヶ月後には復旧される見通しとされている。

(3) 電力

1) 停電軒数

表 1-7 停電軒数の推移:南海トラフ(最大クラス)冬18時

市町	電灯軒数	停電軒数					参考 注)
		発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	
東かがわ市	20,000	20,000	13,000	6,100	4,200	3,900	3,900
香川県	590,000	587,000	269,000	104,000	79,000	78,000	78,000
内閣府	540,000	480,000	420,000	17,000	15,000	記載なし	記載なし

注) ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※ 表中の「*」はわずか

2) 停電率

表 1-8 停電率:南海トラフ(最大クラス)冬18時

市町	停電率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	100%	66%	31%	21%	19%
香川県	99%	46%	18%	13%	13%
内閣府	89%	81%	3%	3%	記載なし

注) 停電率:停電軒数÷電灯軒数

※ 表中の「*」はわずか

3) 復旧率

表 1-9 復旧率: 南海トラフ(最大クラス) 冬18時

市町	復旧率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	0%	41%	85%	98%	100%
香川県	0%	63%	95%	99%	100%

注) 復旧率: $1 - (\text{停電軒数} - \text{仮復旧対象外区域の停電軒数})$

$\div (\text{発災直後の停電軒数} - \text{仮復旧対象外区域の停電軒数})$

震度 6 弱以上の地域では、全域が停電すると想定されている。1 週間後には電柱被害等の仮復旧が進み、停電は概ね解消され 1 ヶ月後には解消される想定であるが、その間、電力需要の回復が供給能力を上回る場合には、北海道胆振東部地震で発生した大規模停電（ブラックアウト）の発生を防ぐため需要抑制が行なわれ停電地域以外でも使用制限がおこなわれる可能性が高い。

(4) 通信

1) 固定電話の不通回線数

表 1-10 固定電話の不通回線数の推移: 南海トラフ(最大クラス) 冬18時

市町	固定電話の回線数	不通回線数					参考注)
		発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	
東かがわ市	9,700	7,600	5,000	2,300	1,600	1,400	1,400
香川県	244,000	190,000	80,000	23,000	14,000	14,000	14,000
内閣府	240,000	220,000	200,000	記載なし	12,000	3,900	記載なし

注) ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※ 表中の「*」はわずか

2) 固定電話の不通回線率

表 1-11 固定電話の不通回線率: 南海トラフ(最大クラス) 冬18時

市町	不通回線率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	78%	51%	23%	16%	15%
香川県	78%	33%	9%	6%	6%
内閣府	88%	80%	記載なし	5%	2%

注) 不通回線率: $\text{不通回線数} \div \text{回線数}$

※ 表中の「*」はわずか

3) 復旧率

表 1-12 復旧率: 南海トラフ(最大クラス) 冬18時

市町	復旧率				
	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後
東かがわ市	0%	41%	86%	98%	100%
香川県	0%	62%	95%	99%	100%

注) 復旧率: $1 - (\text{不通回線数} - \text{仮復旧対象外区域の不通回線数})$

$\div (\text{発災直後の不通回線数} - \text{仮復旧対象外区域の不通回線数})$

固定電話は、震度 6 弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外設備や家屋の被災、通信設備の損壊・倒壊等により利用困難になると想定されている。4 日後には代替手段により限定的に通信が確保されるようになると想定されている。

2. 台風・豪雨の場合の災害リスクと被害想定

(1) 洪水と浸水想定

当市では、平成 16 年の台風 16 号、23 号による浸水区域を自治会ごとのハザードマップに掲載・作成して全世帯に配布している他、市ホームページで公開している。

海拔の低い沿岸部や河川周辺、周辺より低地である箇所でも多くの浸水予想区域が設定されている。

過去には、台風などの豪雨による中小河川の氾濫により低地において床下浸水や道路の冠水（国道 11 号等）による交通障害が発生した箇所がある。

(2) 高潮災害

平成 16 年 8 月 30 日の台風 16 号により、台風接近と満潮時が重なったため市内沿岸部で高潮が発生し、市内では特に海拔の低い引田地区沿岸（海拔 2m～4m 地域）で床上・床下浸水が広範囲に多数発生した。（太丸部分）

(3) 土砂災害

当市には山間部を中心に「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」が多数存在し、災害の発生時には、直接的な被害や道路の被災等が懸念されている。当市では、自治会ごとの防災マップで危険区域を表示している。

(4) ため池

市内にはため池が大小あわせて 804 ケ所（平成 30 年刊行：香川県統計年鑑より）あり、地震や大雨等により堤体が決壊した場合にはハザードマップにより浸水被害区域が予測されている。

ため池のハザードマップは、主要 3 カ所以外にも地区ごとに計 8 枚のハザードマップが作成されている。（引田地区 2 枚、白鳥地区 3 枚、大内地区 3 枚）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：1,314 人（H28 経済センサス）
- ・小規模事業者数：1,074 人（H28 経済センサス）

【内 訳】

	業 種	商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	建設業	131	124
	製造業	264	218
	卸売業	44	31
	小売業	320	227
	飲食・宿泊業	156	126
	サービス業	285	246
	その他	114	102
	合 計	1,314	1,074

○当市は、瀬戸内海に面した沿岸部と阿讃山脈等に面した山間部に区分されるが、事業所のほとんどが人口が集中している沿岸部に分布している。

とりわけ沿岸部においても合併前の旧町地区にある市役所本庁（白鳥）、大内支所（大内）、引田支所（引田）の所在地を中心としたエリアに各業種の事業所が幅広く分布している。

○国道 11 号沿線およびその周辺に大型小売店や地元の商業者が立地している。

○大内地区と白鳥地区に工業団地があるが、市街地から離れた山間部寄りの場所に立地している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(1) 計画の策定

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	H26.3	H27.7改訂
BCP業務継続計画の策定	H26.3	
職員初動マニュアルの策定	H26.5	

(2) 防災に対する市民の意識高揚事業

項目	内容等
防災訓練の実施	毎年9月に市内全域で実施
啓発冊子の配布	防災訓練に合わせて本市独自の啓発用冊子を作成し全世帯に配布 ※毎年ではない
防災講演会	東かがわ市社会福祉協議会に委託して開催（市民対象）
海拔表示板の設置	市内の概ね海拔5m以内の地域に設置し、津波や高潮に対する防災意識の高揚を図る
自主防災組織の結成	現在、市内で143組織（自治会数で結成率99%）

(3) 防災マップ等の作成・配布等

1. 自治会単位の防災マップの作成と自治会単位の全世帯への配布
2. 洪水ハザードマップ（湊川・H20.3作成）
3. ため池ハザードマップ（H25～作成）
4. 津波ハザードマップ【地区ごと】（H25年度から全世帯配布）
5. 広域避難場所一覧の作成（随時更新）
6. 土のう保管・作成場所一覧

以上は、東かがわ市ホームページでも公開している。

(4) 情報伝達体制の整備

平成24年からJ-ALERTと市内の各家庭に設置した「告知放送端末」を接続し、緊急地震速報など市民へ瞬時に情報提供できるようになっている。

※「告知放送端末」・・・市の所有物として市民に無償貸与されており95%の普及率

(5) その他

- 市内の広域避難所：34施設、うち22カ所に防災備品等備蓄
- 備蓄等に関する協定の締結・・・災害発生時における食料確保等
- 職員対象の防災研修会の開催

2) 当会の取組

(1) 事業者BCP策定セミナー等の開催

H30.9.25 中小企業向けBCP策定について（会員向けセミナー）

H31.1.30 すぐ身近にある自然防災に備えるために（一般市民向け講座）

(2) 巡回訪問等での施策の周知

- ・ 中小企業BCP策定等支援補助金の周知
- ・ 香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度の周知
- ・ 事業継続力強化計画の周知

(3) 事業者BCP策定に関する情報提供・支援

(4) 東かがわ市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

1. 現状では、緊急時の取組にかかわる当市と当会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。

東かがわ市地域防災計画の「一般対策編」「地震・津波対策編」にある「防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱」では、当会との処理すべき事務又は業務として

1. 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ・斡旋等の協力
2. 物資等の供給確保及び物価安定についての協力

が記載されているが、具体的な内容等について協議されていない。

2. 地区内の事業者の災害リスクへの理解度が低く、また経営課題としての防災・減災対策が重視されていない。

当市は、瀬戸内式気候の穏やかな気候のうえ大規模地震など他県に比べて大きな災害の経験が少ないため災害に対する危機意識が低い。そのため経営課題としても防災・減災対策の意識も低いレベルにある。

3. 地区内小規模事業者の事業継続への取組が低い。

地区内事業所で既にBCPの策定を行っている事業者は、建設業者、製造業者などであり、その事業者はごく一部に限定されており、全業種において小規模事業者の策定率は低く、その要因として、①策定する時間が確保できない。②策定に必要なスキル・ノウハウがない。など小規模事業者ならではの問題が存在している。

※建設業者は、県建設工事の入札参加資格があり、一定の条件にあった建設会社であって香川県建設業BCP認定を受けた事業者など。

※製造業者は、小規模事業者以外の中小企業者が中心。

また、現状では「事業継続力強化計画」の認定事業者も2社に留まっている。

4. 事業者BCPの策定、防災・減災及び発災時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

事業者BCP策定や事業継続力強化計画に関する指導及び助言が行なえるよう職員の支援能力の向上を図る必要がある。

Ⅲ 目標

1. 緊急時での当市と当会との協力体制の確立と関係機関との連携体制の構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 地区内事業者の防災・減災に対する問題意識の高揚

セミナーの開催等により地区内の小規模事業者等に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

3. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援

災害に対する危機意識を高め、事業継続のためのBCP策定や事業継続力強化計画の

策定を支援していく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

「東かがわ市防災計画」・「東かがわ市商工会事業継続計画」について、当会と当市の役割分担、体制との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回訪問時に、当市のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 当会の会報やホームページ、市広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当会は、令和2年1月に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ①全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に担当者や専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや事業者BCP策定セミナーおよび損害保険の紹介等を実施する。
- ②専門家派遣や損保担当者派遣により、事業者BCP策定や事業継続力強化計画策定を行う。
- ③事業所における専門家指導時での指導ノウハウの習得などを行うほか、職員研修会の開催において専門家や損保会社の担当者派遣を依頼し、職員の事業者BCP策定、事業継続力強化計画に対する支援力向上を図る。
- ④事業者BCPの策定、事業継続力強化計画策定におけるメリット等について情報提供を行い、策定率の向上を図る。
- ⑤防災に資する施設等を整備する小規模事業者ために日本政策金融公庫の融資相談や斡旋、香川県信用保証協会の信用保証等の手続き支援を行う。
(社会環境対応施設整備資金融資 (BCP融資))
- ⑥普及啓発パンフ・チラシ等を作成し、関係機関への配布やセミナーの共催を行う。

4) フォローアップ

1. 小規模事業者に対する事業者 BCP 等の策定支援

香川県中小企業 BCP 取組指針などを活用し、連携する損保会社が提供する簡易版 BCP 様式での策定やその他の様式を使ってケースにより専門家による指導を受けながら事業者 BCP の策定、事業継続力強化計画の策定を支援する。

2. 取組状況の確認

巡回訪問時やセミナー開催時などで地区内小規模事業者の事業者 BCP 策定や事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。

3. 策定後の支援

専門家指導等により策定した事業者 BCP の見直しやブラッシュアップにおける支援を行っていく。

また、(仮称) 東かがわ市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度 6 以上の地震や前掲 I 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた災害）が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後、速やかに（2 時間以内）災害用伝言ダイヤルや SNS 等を利用して職員の安否確認を行い、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。
- ② 発災後、速やかに商工会館等の被害状況を確認し、商工会館での本会災害対策本部の設置の可否（震度 6 弱以上の地震発生時は、自動的に設置）を決定する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、応急対策が講じられるよう必要な体制を確立するための職員の動員指針を協議する。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③ 地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害状況を確認し、災害発生から 24 時間以内を目安に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ 地区内の 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

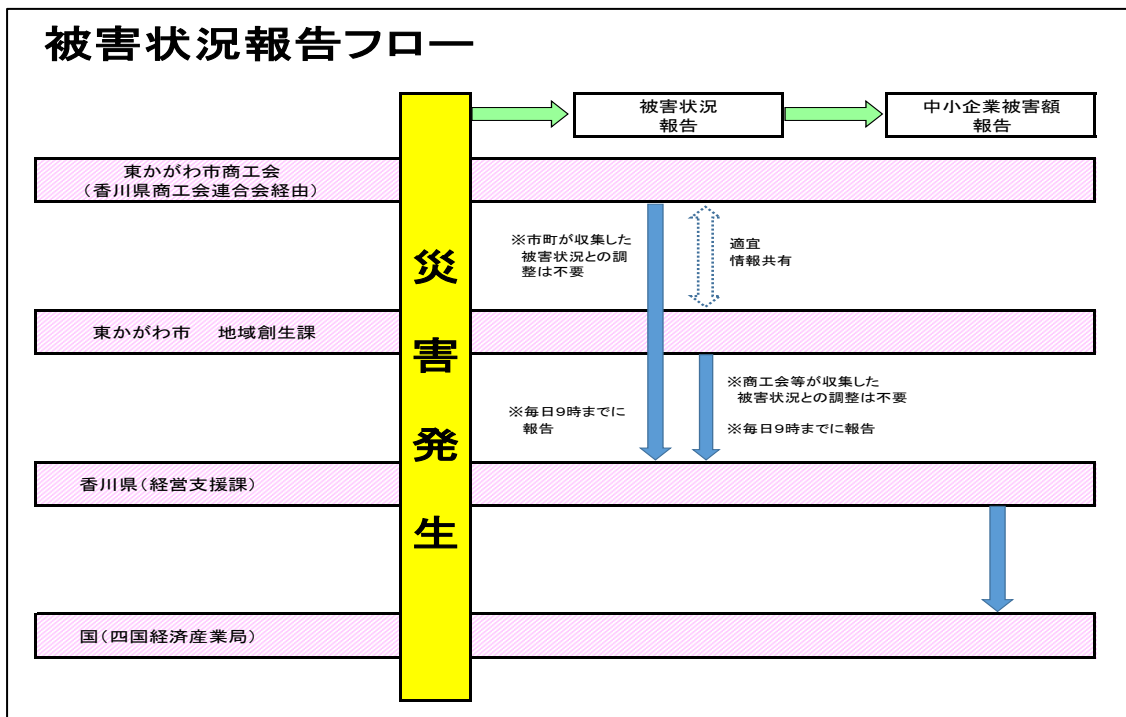
発生後～ 1週間	1日に2回程度共有する（午前・午後：各1）
1週間～ 2週間	1日に1回程度共有する
2週間～ 1ヵ月	1日に1回程度共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ①自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

【被害状況の報告】

当会と当市が共有した情報を香川県の指定する方法（下図）にて当会（香川県商工会連合会経由）又は当市より香川県へ報告する。



「会員被害状況調査（様式 1-1）」

会員被害状況調査							被害合計金額		WG
事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記号例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の両 側に必要額 ※おおよそ で可。千円 単位	(被害額内訳)				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば記載 ※記録例 ・二層建て建物が全壊（半壊、床上浸 水、床下浸水、全壊、半壊） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き飛 んだ
					土地 ※任意 (増築工砂 除費・整地 費) (※委用資産 に限る)	建物 ※任意 (※委用資産 に限る)	機械設備 ※任意	商品、原 材料、仕 掛品等 ※任意	
1	東かがわ市			00					
2	東かがわ市			00					
3	東かがわ市			00					
4				00					
5				00					
6				00					
7				00					
8				00					
9				00					
10				00					
11				00					
12				00					
13				00					
14				00					
15				00					
16				00					
17				00					
18				00					
19				00					
20				00					
21				00					
22				00					
23				00					
24				00					
25				00					
26				00					
27				00					
28				00					
29				00					
30				00					

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①相談窓口の開設方法について、東かがわ市地域創生課と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
相談窓口設置時には、被害状況の確認も同時に行うことや職員自身やその家族等の被災により出勤できず対応人員が不足する可能性があるため、関係団体からの応援派遣を検討する。
- ②災害の状況により商工会館が使用できない場合は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国、香川県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ①国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県等と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - 復興支援における相談窓口への専門家派遣や窓口の紹介
 - ・かがわ産業支援財団等
 - ・中小機構四国本部（復興支援アドバイザー制度）
 - 事業復旧のための融資あっせん
 - ・日本政策金融公庫の災害復旧貸付や復興に関する緊急融資
 - 従業員の維持確保のための制度の紹介と相談
 - ・香川労働局（雇用調整助成金の特例）
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。
- ③専門的な相談内容（金融・保険など）に対応するため、相談窓口における専門家や担当者の派遣を求めて支援を行う。

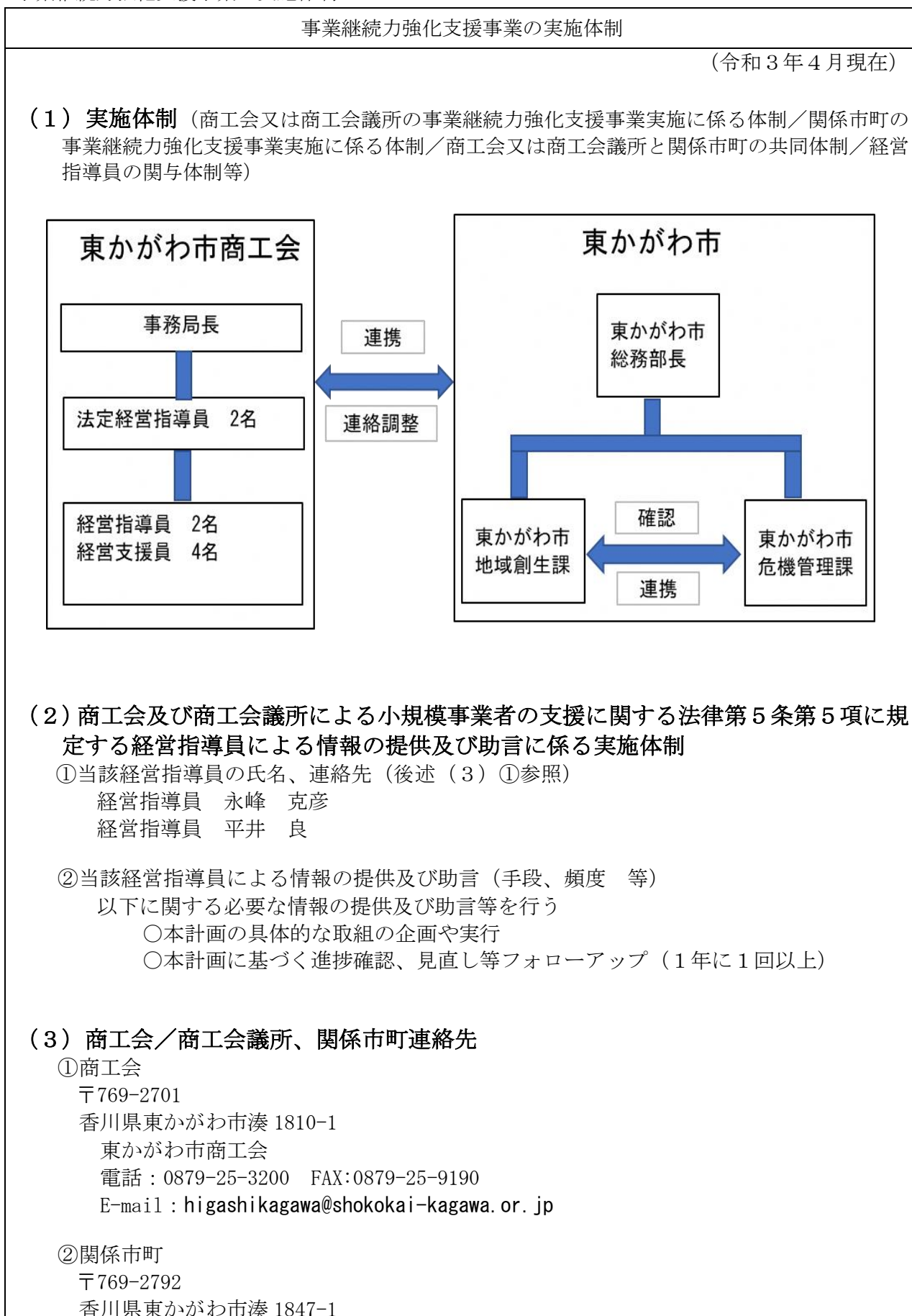
④被災事業者には各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し取得を促す。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



東かがわ市 地域創生課
電話：0879-26-1276 FAX:0879-26-1366
E-mail: hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp

〒769-2792
香川県東かがわ市湊 1847-1
東かがわ市 危機管理課
電話：0879-26-1235 FAX:0879-26-1320
E-mail: hk-kikikanri@city.higashikagawa.kagawa.jp

※その他

○上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフレット、チラシ作成費	150	150	150	150	150

調達方法

会費収入、東かがわ市補助金、香川県交付金、手数料収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して事業を実施する者の名称・代表者名等	住 所
香川県商工会連合会 会長 篠原 公七	高松市福岡町 2-2-2-301
(公財)かがわ産業支援財団 理事長 安松 延朗	高松市林町 2217-15
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 [高松支店] 支店長 小西 孝久	東京都千代田区丸の内 1-2-1 [高松支店] 高松市古新町 3-1 東明ビル 12 階
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長 金杉 恭三 [高松支店] 支店長 平池 直彦	東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 [高松支店] 高松市大工町 1-1 あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 5 階
香川県火災共済協同組合 理事長 篠原 公七	高松市福岡町 2-2-2-501
香川県信用保証協会 会長 天雲 俊夫	高松市福岡町 2-2-2-101
※「東京海上日動火災保険株式会社」と「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、全国商工会連合会が連携協定を締結している損保会社	
連携して実施する事業の内容	
<p>【1. 事前対策】</p> <p>①事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定及び事業者 BCP の見直しやブラッシュアップにおける専門家派遣等による支援 事業者 BCP の策定や見直し、ブラッシュアップおよび事業継続力強化計画において専門家指導等により実行可能な計画策定を行う。</p> <p>②普及啓発セミナーや BCP 策定セミナー等の開催及び共催 普及啓発セミナー等を開催することで災害リスクの理解度を高め、事業者の事業継続に対する意識を高揚させ、BCP 策定率を高めていく。</p> <p>③職員の支援力向上に関すること 小規模事業者等に事業継続に対する助言、支援を行うための知識等を習得し相談・対応ができるようにする。</p> <p>④事業者 BCP、事業継続力強化計画に関する情報提供（補助金情報等） 事業者 BCP 策定や事業継続力強化計画を策定した場合のメリットや特典等を周知することにより、策定に向けての啓発を行う。</p> <p>⑤事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対する信用保証等の手続き支援 小規模事業者の事前災害対策を目的として、香川県信用保証協会と連携して信用保証等の手続き支援を行う。</p>	

【2. 発災後の対策】

(応急対策時)

⑥相談窓口対応における応援派遣

発災時からしばらくは地区内の被害調査などに職員の手が取られたり、職員自身が被災し業務に従事できず人員不足により事業者からの相談対応が機能しないことが想定されるため、連携機関からの応援派遣を検討する。

⑦相談窓口における専門家や損保担当者による支援

相談窓口において専門的な内容の相談依頼があった場合に対応するため、専門家や損保担当者の派遣を依頼する。

(復興支援)

⑧復興支援における各種の相談窓口への専門家派遣・窓口の紹介

被災事業者の事業の再開・再建に向けて復興に関する補助金や再建計画の策定、資金調達などの経営課題に対する相談に対応させるため、専門家派遣や専門窓口の紹介を行う。

連携して事業を実施する者の役割

連携者名・代表者	役 割 (①～⑧は前述の連携内容)
香川県商工会連合会 会長 篠原 公七	【事前対策】①、②、③、④ 【応急対策】⑥ 【復興支援】⑧
(公財)かがわ産業支援財団 理事長 安松 延朗	【事前対策】①、②、③、④ 【応急対策】⑦ 【復興支援】⑧
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 【高松支店】支店長 小西 孝久	【事前対策】①、②、③、④ 【応急対策】⑦ 【復興支援】⑧
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長 金杉 恭三 【高松支店】支店長 平池 直彦	【事前対策】①、②、③、④ 【応急対策】⑦ 【復興支援】⑧
香川県火災共済協同組合 理事長 篠原 公七	【事前対策】②、③ 【応急対策】⑦ 【復興支援】⑧
香川県信用保証協会 会長 天雲 俊夫	【事前対策】⑤

連携体制図等

